

木のむら「入村者心得」

- 1 入村の場合は、責任者が事務所へ届け出て手続きを完了すると共に所要料金を前納してください。
- 2 退村の場合は、届け出をし借用物品を整理して返納してください。
- 3 村の施設又は設備品をき損した場合は、管理人に届け出て、必要な賠償を行ってください。
- 4 火気を使った場合は、完全に消火し火災防止に留意してください。
- 5 樹木の採集は行わないでください。
- 6 山女魚・ハヤ・うなぎ・マス等は許可なしでとらないでください。
- 7 水中でモリ・ヒシを使用しないでください。
- 8 退村の際のゴミ類は焼却し、あきかん・ビン類は所定の位置へ運び、後始末を完全に行ってください。
- 9 バンガロー内での電熱器具等については、危険ですのでご遠慮ください。
- 10 お互いに一步ゆずり合ってトラブルを起こさない様にしてください。
- 11 午後十時以降他人に迷惑となる行為、危険をともなう行為は、ご遠慮ください。（午後十時に時報を送ります。以後の飲酒行為はご遠慮ください。）

木のむら管理委員会